

○明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則

平成17年4月28日規則第40号

改正

平成28年3月28日規則第9号

平成30年6月29日規則第70号

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出書)

第2条 条例第4条及び第18条第1項に規定する規則で定める届出書は、ホテル等建築届出書（様式第1号）及びパチンコ店等建築届出書（様式第2号）とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 完成予想図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(判定結果の通知)

第3条 条例第5条の規定によるラブホテルに該当するか否かの判定結果の通知は、ホテル等審査結果通知書（様式第3号）を届出者に送付することにより行うものとする。

(同意申請等)

第4条 条例第6条第1項に規定する規則で定める申請書は、ラブホテル建築同意申請書（様式第4号）とする。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる図書及び当該申請をする日前14日以内に発行された登記事項証明書を添付しなければならない。

3 条例第6条第1項の規定による同意の申請をしようとする者と申請に係る土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の当該申請に係る同意書を添付しなければならない。

4 条例第6条第1項に規定する同意をするかどうかの判断をする場合において、条例第17条の2第1項の規定により明石市ホテル等建築審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くときは、市長は、条例第15条第3項に規定する報告書及び条例第16条第1項に規定する意見書の写しを審査会に提出しなければならない。

5 市長は、条例第6条第1項に規定する同意をするかどうかの判断をした場合は、ラブホテル建築同意（不同意）決定通知書（様式第5号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(着手届)

第5条 条例第6条第1項の規定により同意を得た者（以下「建築主」という。）は、当該同意に係る施設の建築工事等に着手したときは、速やかにラブホテル建築着手届（様式第6号）を提出するものとする。

(完了届)

第6条 建築主は、当該同意に係る施設の建築工事等が完了したときは、速やかにラブホテル建築完了届（様式第7号）を提出するものとする。

2 市長は、申請の内容及び同意の条件に適合している場合は、ラブホテル建築適合確認通知書（様式第8号）により建築主に通知するものとする。

(勧告)

第7条 条例第9条第1項の規定による勧告は、勧告書（様式第9号）により行うものとする。

(命令)

第8条 条例第10条に規定する命令は、ラブホテル建築是正措置等命令書（様式第10号）により行うものとする。

（公表）

第9条 条例第11条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市広報紙等に掲載することにより行うものとする。

（1） 氏名、住所及び電話番号（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名及び住所）

（2） 事業計画の概要

（3） 公表を行う理由

（報告の徴収）

第10条 条例第12条第1項の規定による報告又は資料の提出の命令は、ラブホテルの建築等に係る報告等提出命令書（様式第11号）により行うものとする。

（立入調査員証）

第11条 条例第13条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（様式第12号）とする。

（標識の設置）

第12条 条例第14条及び第19条に規定する標識は、様式第13号とし、その設置期間は、建築主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第89条第1項の規定により同法第6条第1項の確認があつた旨の表示を行うときまでとする。

2 前項の標識の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該標識の表示内容を訂正しなければならない。

3 第1項の標識を設置した場合は、速やかに標識の内容及び設置状況がわかる写真を提出しなければならない。

（事前説明会の開催方法等）

第13条 条例第15条第1項又は第20条第1項に規定する事前説明会を開催しようとする者（以下「開催者」という。）は、建築予定敷地の周囲200メートル以内の地域に居住する住民及び当該地域を活動地域とする自治会等の役員に、その旨を周知しなければならない。

2 開催者は、事前説明会の開催場所を住民等が参加しやすい場所に設定するよう努めなければならない。

3 開催者は、事前説明会の開催を決定したときは、事前説明会開催通知書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

4 開催者は、事前説明会に参加した住民等に対し、建築計画の概要を記載した書類及び図面を配付し、当該建築計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。

5 条例第15条第3項に規定する報告書は、事前説明会実施結果報告書（様式第15号）とし、開催日を含めて10日以内に、次に掲げる図書を添付して提出しなければならないものとする。

（1） 事前説明会で配付し、又は使用した書類及び図面

（2） 事前説明会以外で住民等への周知に使用した書類及び図面

6 前項の規定は、条例第20条第1項の規定による事前説明会を開催した場合について準用する。

（意見書）

第14条 条例第16条第1項に規定する意見書は、様式第16号のとおりとし、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

（1） 氏名、住所及び電話番号（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び電話番号並びに代表者の氏名及び住所）

（2） 意見の対象となる事業名及び建築予定場所

（3） 良好な教育環境の保全及び青少年の健全な育成の見地からの意見

（承継）

第15条 建築主からその地位の承継を受けようとする者又は受けた者は、地位承継書（様式第17号）に、承継の事実を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日規則第70号）
この規則は、公布の日から施行する。

ホテル等建築届出書					
					年 月 日
明石市長 様					
届出者 住 所					
氏 名					
印					
電 話					
<small>（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び住所）</small>					
明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。					
ホテル等の名称					
施設の位置	明石市	用途地域			
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更				
	届出部分	既存部分	合計	階数	地上階 地下階
敷地面積	m ²	m ²	m ²	高さ	m
建築面積	m ²	m ²	m ²	軒高	m
延べ面積	m ²	m ²	m ²	建築物構造	
条例別表第1に定める構造・設備の変更内容					
客室数	洋室 和洋室	室	和室 (内2人部屋)	室	室
工事着手予定日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日		
代理人：住所	氏名		電話（ ） —		
※ 受付欄	注 1 本書は、2通提出してください。 2 虚偽の記載の届出をした場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例に基づき、過料に処せられる場合があります。 3 ※欄は、届出者において記入しないでください。 4 添付書類 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) 立面図 (5) 断面図 (6) 完成予想図 (7) その他市長が必要と認める書類				

パチンコ店等建築届出書					
					年 月 日
明石市長 様					
届出者 住 所					
					氏 名
					印
電 話					
<small>(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、 電話番号並びに代表者の氏名及び住所)</small>					
明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
建築物の種類別	<input type="checkbox"/> パチンコ店		<input type="checkbox"/> ゲームセンター		
施設の名称					
施設の位置	明石市			用途地域	
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更				
	届出部分	既存部分	合計	階数	地上階 地下階
敷地面積	m ²	m ²	m ²	高さ	m
建築面積	m ²	m ²	m ²	軒高	m
延べ面積	m ²	m ²	m ²	建築物構造	
遊戯数	遊戯機 台				
工事着手予定日	年 月 日		工事完成予定日	年 月 日	
代理人：住所		氏名		電話（ ） ー	
※ 受付欄	注 1 本書は、2通提出してください。 2 虚偽の記載の届出をした場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例に基づき、過料に処せられる場合があります。 3 ※欄は、届出者において記入しないでください。 4 添付書類 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) 立面図 (5) 断面図 (6) 完成予想図 (7) その他市長が必要と認める書類				

ホテル等審査結果通知書	
第 年 月 日 号	
様 明石市長	
年 月 日付で届出のあったホテル等建築届出書を審査した結果、次のとおり判定しましたので、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第5条の規定により、その結果を通知します。	
ホテル等の名称	
施設の位置	明石市
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更
審査結果	<input type="checkbox"/> ラブホテルに該当しません。 <input type="checkbox"/> ラブホテルに該当します。 (理由)

- 注 1 ラブホテルに該当していると判定されたホテル等を建築する場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第6条第1項の規定による市長の同意を得なければなりません。同意を得ずにラブホテル等の建築等をした場合は、同条例の規定により過料に処せられることがあります。
- 2 この決定に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に明石市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、上記2の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ラブホテル建築同意申請書					
					年 月 日
明石市長 様					
申請者 住 所					
					氏 名
					印
電 話					
(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、 電話番号並びに代表者の氏名及び住所)					
明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
施設 の 名 称					
施設 の 位 置	明石市	用途地域			
建 築 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更				
	届出部分	既存部分	合 計	階 数	地上 階 地下 階
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²	高 さ	m
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	軒 高	m
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	建築物構造	
条例別表第1に定める構造・設備の変更内容					
客 室 数	洋 室 和洋室	室 室	和 室 (内2人部屋)	室 室	
工事着手予定日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日		
代理人：住所	氏名		電話 () —		
※ 受 付 欄	注 1 虚偽の記載の届出をした場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例に基づき、過料に処せられる場合があります。 2 ※欄は、申請者において記入しないでください。 3 添付書類 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 各階平面図 (4) 立面図 (5) 断面図 (6) 完成予想図 (7) 登記事項証明書 (8) 土地所有者同意書(申請者と土地所有者が異なる場合) (9) その他市長が必要と認める書類				

ラブホテル建築同意（不同意）決定通知書

第 号
年 月 日

様

明石市長

年 月 日付で申請のあったラブホテルの建築等の同意につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

ホテル等の名称	
施設の位置	明石市
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更
決定区分	<input type="checkbox"/> ラブホテルの建築等に同意します。（付帯条件： 有 ・ 無 ） <input type="checkbox"/> ラブホテルの建築等に同意しません。 （理由）
付帯条件	

- 注 1 この決定に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に明石市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 当該同意を承継した者は、地位承継書（様式第17号）の提出が必要です。

<p style="font-size: 1.2em;">ラブホテル建築着手届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>明石市長 様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">電 話</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び住所)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日付 第 号で同意のあつたラブホテルの建築等を次のとおり着手しましたので届け出ます。</p>	
施設の名称	
建築の位置	明石市
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更
着手した日	年 月 日
完成予定日	年 月 日
建築確認	確認日 年 月 日・番号 号
代理者：住所 氏名 電話（ ） ー	
※ 受 付 欄	注 ※欄は、届出者において記入しないでください。

<p style="font-size: 1.2em;">ラブホテル建築完了届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>明石市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">〔法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び住所〕</p> <p>年 月 日付 第 号で同意のあったラブホテルの建築等を次のとおり完了しましたので届け出ます。</p>	
施設の名称	
建築の位置	明石市
建築種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更
完了した日	年 月 日
営業開始 予 定 日	年 月 日
建築物に関する 完了検査	<p>完了検査の申請日 年 月 日</p> <p>完了検査の日 年 月 日 (完了届の日)</p> <p>指定確認検査機関が完了検査を行う場合は、その検査機関の名称等 (検査機関名)</p> <p>(電話番号)</p>
<p>代理者：住所 氏名 電話（ ） ー</p>	
※ 受 付 欄	注 ※欄は、届出者において記入しないでください。

ラブホテル建築適合確認通知書

第 年 月 日
号

様

明石市長

年 月 日付けで建築完了の届出があったラブホテルの建築等について確認の結果、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第6条の規定による同意申請の内容及び付帯条件と適合していることを確認しましたので通知します。

施設の名称	
建築の位置	明石市

勸 告 書

第 年 月 日
号

様

明石市長

について、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ
店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第 条第 項の規定に違反して
いるので、同条例第9条第1項の規定に基づき、 年 月 日までに次
のとおり措置をとるよう勧告します。

施 設 の 名 称

建 築 の 位 置

措 置 す べ き 内 容

理 由

ラブホテル建築是正措置等命令書

第 号
年 月 日

様

明石市長

あなたが、建築しようとし、又は建築したラブホテルについて、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例の規定に違反しているため、同条例第10条の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう命じます。

施設の名称	
建築の位置	明石市
必要な措置	
履行期限	年 月 日

- 注 1 本件命令に従わない場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例に基づき、その事実を公表する場合があります。また、同条例に基づき、懲役又は罰金に処せられる場合があります。
- 2 この決定に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に明石市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、上記2の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ラブホテルの建築等に係る報告等提出命令書

第 号
年 月 日

様

明石市長

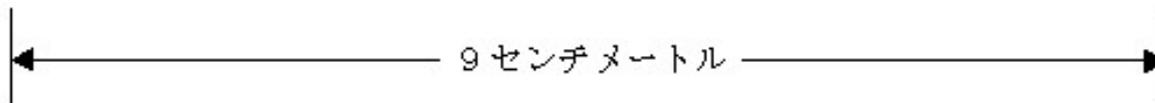
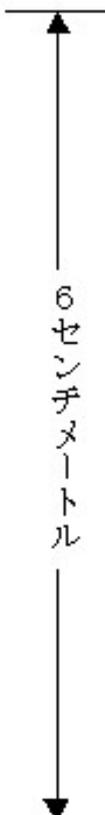
あなたが、建築しようとし、又は建築したラブホテルについて、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第12条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項について報告又は資料の提出をするように命じます。

施設 の 名 称	
建 築 の 位 置	明石市
報告又は提出を 求める資料等の 内容	
報告又は提出 を求める理由	
報告又は資料提 出の期限及び資 料の提出場所	年 月 日

- 注 1 本件命令に従わない場合は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例に基づき、過料に処せられる場合があります。
- 2 この決定に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に明石市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、明石市を被告として（明石市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。ただし、上記2の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（表面）

第 号	立 入 調 査 員 証
写真	職・氏名 生年月日
上記の者は、明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例（平成17年条例第19号）第13条の規定による立入調査を行うことができる職員であることを証明する。	
年 月 日	明石市長 印



（裏面）

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規則に関する条例（平成17年条例第19号）抜粋

（立入調査）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にラブホテル若しくはその敷地又はその建築等の現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない

（罰則）

第22条 略

2 次の各号のいずれかに該当するものは、100,000円以下の罰金に処する

（2） 第13条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

← 90センチメートル以上 →

○○○○○ 建設計画概要標識			
建築位置	明石市		
建築種別			
高さ		敷地面積	m ²
階数	地上 地下	階 階	建築面積 m ²
建築物の構造		造	延べ面積 m ²
棟数	棟		
建築主	住所 氏名	電話	
設計者	住所 氏名	電話	
工事施行者	住所 氏名	電話	
工事着工の予定日	年	月	日
標識の設置日	年	月	日

↑ 90センチメートル以上 ↓

- 注 1 ○○○○○には建築物の用途を記載すること。
- 2 文字及び線は、黒色とすること。
- 3 用途の変更の場合は、「建築位置」とあるのは「用途変更地」と、「建築主」とあるのは「用途変更を行おうとする者」と記載すること。
- 4 風雨等により、容易に破損又は倒壊しない材質及び構造により製作すること。
- 5 表示は、日光でたい色したり、雨で消えたりしない塗料を用いて、鮮明に行うこと。
- 6 標識の下端が地上1メートルの位置となるように設置すること。
- 7 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

事前説明会開催通知書	
年 月 日	
明石市長 様	
報告者 住 所	
氏 名	
電 話	
印	
<small>〔法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び住所〕</small>	
<p>明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第15条第1項又は第20条第1項の規定により事前説明会を開催しますので、次のとおり報告します。</p>	
施設 の 名 称	
建 築 の 位 置	明石市
建 築 物 の 種 別	<input type="checkbox"/> ラブホテル <input type="checkbox"/> パチンコ店 <input type="checkbox"/> ゲームセンター
開 催 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
説 明 会 会 場	(会場の名称)
	(所在地)
	(会場の定員) 人
参 加 予 定 人 数	人
周 知 の 方 法	
多数の関係住民が参加できるよう配慮した事項	
説明会以外の事業計画等の関係住民への周知の方法	

事前説明会実施結果報告書	
	年 月 日
明石市長 様	
報告者 住 所	
氏 名	印
電 話	
<small>（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号並びに代表者の氏名及び住所）</small>	
<p>明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第15条第1項又は第20条第1項の規定により事前説明会を開催しましたので、次のとおり報告します。</p>	
施設 の 名 称	
建 築 の 位 置	明石市
建 築 物 の 種 別	<input type="checkbox"/> ラブホテル <input type="checkbox"/> パチンコ店 <input type="checkbox"/> ゲームセンター
建 築 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 構造・設備の変更
説 明 会 会 場	(会場の名称) (所在地)
開 催 日 時	年 月 日 時 分から 時 分
参 加 人 数	人
説 明 会 の 内 容 及 び 意 見 の 集 約 並 び に 今 後 の 対 応	(この記載欄に書ききれない場合は、別紙に記載してください。)

注 添付書類

- (1) 事前説明会で配付し、又は使用した書類及び図面
- (2) 事前説明会以外で住民等への周知に使用した書類及び図面
- (3) 事前説明会の開催を周知した範囲を明示した図面

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">意 見 書</p> <p style="text-align: right; font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">明石市長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">氏 名 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 150px;">電 話</p> <p style="font-size: 10px; margin: 5px 0 0 150px;">(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、 電話番号並びに代表者の氏名及び住所)</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり意見を提出します。</p>	
施設の名称	
建築の位置	明石市
説明会会場	(会場の名称) (所在地)
出席日時	年 月 日 時 分から 時 分
ラブホテルの建築等の計画に対する意見	

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">地 位 承 継 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">明石市長 様</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">届出者 住 所</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏 名 印</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">電 話</p> <p style="margin: 0 0 0 40px; font-size: 0.8em;">(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、 電話番号並びに代表者の氏名及び住所)</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例第6条第1項の規定による同意について、次のとおり承継したので明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例施行規則第15条の規定により届け出ます。</p>	
施設の名称	
施設の位置	明石市
建築同意決定 通知書番号	年 月 日 第 号
承 継 日	年 月 日
※ 受 付 欄	<p>注 1 添付書類 承継の事実を証する書面</p> <p>2 ※欄は、届出者において記入しないでください。</p>